

令和3年2月17日

各位

株式会社湯山製作所
代表取締役 湯山 裕之

当社に関する一部報道について

この度、当社及び当社社員がPCB特別措置法違反の疑い（PCB廃棄物を法令に基づく手続によらずに譲り渡したという嫌疑）で書類送検されました。

本件で問題となったPCB廃棄物については、当社が1997年から2019年まで賃借していた貸工場において、賃借時点で既に存在していたコンデンサの中に含まれていたものであり、当社は所有事業者ではありませんが、2018年に保管事業者として届け出ておりました。

その後、2019年の本社移転の際に、工場内に当該コンデンサがあることを伝えたくて当該貸工場を所有者（貸主）に返却しましたが、後日、当該返却が保管事業者の変更届出等の法令上の手続に基づかずに行われた点について、豊中市及び大阪府警より問題があったと指摘され、今回の事態に至りました。

なお、報道においてPCBを含む廃液を投棄したとされている72歳の会社役員は、当社の役員ではございません。

この度は当社の管理不足により、このような事態を招いてしまい、お得意様、取引先はじめ関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫びいたします。このようなことを二度と起こさないよう、更に法令遵守・教育に取り組み、早期の信頼回復に努めてまいります。